

# 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について

## 新 旧 対 照 表

令和 8 年（2026 年）7 月 10 日公布

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日施行

横須賀市都市部建築指導課

告示（改訂前）	告示（改定後）
<p>○建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について</p> <p>平成17年7月25日 横須賀市告示第114号</p> <p>平成14年横須賀市告示第134号(建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について)の全部を次のように改正します。</p> <p>1 中間検査を行う建築物</p> <p>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項各号に掲げる建築物(新築に限る。)で、当該建築物の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものとする。ただし、次のいずれかに該当する建築物は除く。</p> <p>(1) 平成11年8月1日(建築主の居住の用に供する住宅又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上(50平方メートルを超えるものに限る。))の建築物にあつては、平成14年8月1日)前に法第6条第1項の規定による確認申請がされた建築物</p> <p>(2) 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を有する共同住宅</p> <p>(3) 法第18条第3項又は第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物</p> <p>(4) 法第26条第1項第3号に規定する畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物</p> <p>(5) 法第44条第1項各号に該当する建築物</p> <p>(6) 法第57条第1項に規定する高架の工作物内に設ける建築物</p> <p>(7) 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物</p> <p>(8) 法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物</p> <p>(9) 法第85条第7項に規定する仮設興行場等</p> <p>(10) 建築物に附属するもので、専ら機械室、電気室、倉庫、自転車の停留又は駐車のための施設その他これらに類する建築物</p>	<p>○建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について</p> <p>令和8年7月10日 横須賀市告示第176号</p> <p>平成17年横須賀市告示第114号(建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について)の全部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行します。</p> <p>1 中間検査を行う建築物</p> <p>一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第1号に規定する工事の工程を含む建築物、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等に係る建築物又は法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物を除く。</p> <p>(1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項に規定するもの(国、都道府県及び建築主事を置く市が所有し、又は管理するものを含む。)</p> <p>(2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅の用途の部分(兼用住宅については、住宅の用に供する部分に限る。)の階数が2以上又は当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物</p>

(11) その他市長が認める建築物

2 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造(在来軸組工法又は桝組壁工法等)	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事又は耐力壁の工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事。ただし、建築物の規模、敷地又は周囲の状況により段階的に工事を行う場合は、鉄骨造の部分において、初めて工事を施行する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の床版及びこれを支持するはりの配筋工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事

2 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造(在来軸組工法又は桝組壁工法)	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに桝組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)並びに内装工事
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
(3) 主要な構造が鉄筋コンクリート造(壁式鉄筋コンクリート造を含む。)	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
(4) 主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事

<p>3 適用</p> <p>平成19年6月20日以後に法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出した建築物について適用し、同日前に確認の申請書を提出した建築物については、なお従前の例による。</p>	<p>備考 この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のもものが2以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。</p> <p>3 適用</p> <p>この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出し、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出し、又は法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する建築物（これらの建築物のうち、施行日以後に建築物の計画の変更に関してのみこれらの規定による提出又は通知をする建築物を除く。）について適用し、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出し、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出し、又は法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する建築物については、なお従前の例による。</p>
---	---